

電力広域的運営推進機関 評議員会（2023年度第2回）議事録

1. 日 時：2024年2月5日（月）13：30～15：15

2. 場 所：電力広域的運営推進機関 会議室

3. 議 事

（1）議決事項

第1号議案 定款の変更について

第2号議案 業務規程の変更について

第3号議案 送配電等業務指針の変更について

第4号議案 事務局の職制及び権限に関する規程の変更について

第5号議案 2024年度事業計画について

第6号議案 2024年度予算について

第7号議案 余裕金等の運用方針について

（2）報告事項

1. 再エネ勘定に関する収支状況について

2. 会計ガバナンスの強化について

3. 活動状況報告（2023年4月～2023年9月）

4. 出席者

（1）評議員（12名中9名出席）

山地評議員会議長、秋池評議員、牛窪評議員、大石評議員、倉貫評議員、竹川評議員、村上評議員、柳川評議員、山内評議員

（2）電力広域的運営推進機関

大山理事長、岸理事、土方理事、寺島理事、田山理事、榎谷理事、岩男事務局長、鈴木総務部長、山次企画部長、菊地需給計画部長、松田系統計画部長、久保田運用部長、梶原再生可能エネルギー・国際部長

5. 議事の経過及びその結果

（岩男事務局長）

只今から、2023年度第2回評議員会を開会します。まず、定足数について御説明いたします。本日は、総員12名中9名が御出席であり、全ての議案につきまして、議決願える定足数を満たしております。

それでは、本日の議事等について確認させていただきます。資料は事前にお送りさせていた

だいたとおりであり、議案、報告事項は、議事次第に記載のとおりでございます。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今回は、2名の方が対面での御出席、7名の方がウェブでの御出席となっております。御発言がある場合には、対面で御出席の方は御発声ください。また、ウェブで御出席の方は、挙手ボタンを押すか御発声をいただき、それぞれ意思表示をお願いいたします。議長から指名され、御発言いただく際には、お名前をおっしゃっていただいた上で御発言いただきますようお願いいたします。なお、ウェブでの御出席の方は、マイク・ビデオ通話をオンにして御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、以降の議事は山地議長、どうぞよろしく申し上げます。

(山地議長)

進行役を務めます議長の山地です。本日、私は久しぶりに広域機関の会議室にて対面で参加しております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案に先立ち、定款第52条に定める議事録署名人を指名いたします。対面で御出席の竹川評議員と、それからオンラインの山内評議員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(山地議長)

山内評議員、よろしく申し上げます。

それでは、議案の審議に入りたいと思います。本日、議案が7件、報告が3件です。報告事項の最後の活動状況報告については定例の報告ですので、事務局からの説明は割愛します。

議事進行ですけれども、今回の第1号議案から第4号議案は関連する内容ですので、一括して事務局から説明して行って、それで審議を行って、議決は1件ごとに行いたいと思います。

それでは、第1号議案、定款の変更、第2号議案、業務規程の変更、第3号議案、送配電等業務指針の変更、第4号議案、事務局の職制及び権限に関する規程の変更について、事務局から説明をお願いします。

(岸理事)

理事の岸でございます。

議事説明に先立ちまして、よろしければ能登半島地震を受けた本機関の対応について、横長の1枚紙を御用意してございますので、一言御報告を申し上げたいと思います。

まず、このたびの地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

最大震度7の地震が1月1日16時10分に発生したことを受けまして、当直や休日・夜間当番も含めて、直ちに役職員の間で連絡を取り合いまして、本機関は16時44分に警戒態勢

を発令、警戒本部を設置いたしました。

本機関は24時間365日、夜昼正月なくということですが、全国需給を監視しております。発電所停止によって北陸エリアで逼迫のおそれもあったため、発生直後の16時37分以降3回にわたりまして、関西から北陸へ電力融通するよう指示を行い、全体の需給バランスは維持されました。

そして、被災地域の配電網の早期復旧に向けてですけれども、災害時連携計画、これは2020年の法改正で導入した仕組みであり、当機関が確認調整しつつ事前準備したものでございますけれども、同計画に従って北海道から九州に至る一般送配電事業者が、要請を受けて速やかに現地に応援に入りました。延べ4,500人以上、電源車30台、高所作業車252台含む車両1,000台以上という全国的な支援が、立入り困難な地域もありましたけれども、これらを除いて展開をされたところでございます。

また、当機関は、2021年から災害相互扶助制度、これを運営しております。今後、申請を受けまして、応援費用や仮復旧費用を交付金で9割支援いたします。

それでは、議案説明のほうに移らせていただきます。

第1号議案の定款変更、第2号議案の業務規程変更については、本評議員会での審議の後、理事会の議決、総会の議決を経まして、経産大臣へ認可申請を行います。

第3号議案の送配電等業務指針もほぼ同様ですけれども、総会では議決事項ではなく報告事項となります。

第4号議案の事務局の職制権限規程の変更は、理事会議決をもって最終決定となります。

まず、議案1、2、3の定款、業務規定、送配電等業務指針を一括して御説明します。2つファイルがございますけれども、議案書新旧比較の説明は省略させていただきます、別紙の1、変更案の概要説明資料のパワーポイントのほうを御覧いただけますでしょうか。

まず、右肩の1ページ以下でございますけれども、変更案のポイントがございます。8項目ありまして、1、電気事業法などの法改正に伴う変更。そして、2ページの2ですけれども、容量市場に関する変更。そして、3ページの3、供給計画に関する変更、予備電源制度の導入に関する変更、5、一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用に関する変更。そして、4ページの6、ローカル系統へのノンファーム型接続導入等に伴う変更、それから、7、総会関係で出席や役員選任に関する変更、そして、5ページのその他となっております。

まず、右肩8ページ、御覧いただけますでしょうか。1としまして、法改正の施行に伴う規定改正です。中段に記載のとおり、本機関の新たな業務が3つ、まず、特に重要な送電線の整備計画に基づく資金の貸付けでございます。貸付けの原資は、卸電力取引所に生じますエリア間値差の収益で、既に本機関で広域系統整備の交付金に充てる仕組みがございますけれども、今般、資金の有効活用として新たに民間リスク補完としての貸付け業務も追加されます。

それから、2つ目として特定系統設置交付金でございます。再エネ賦課金を原資とする系統設置交付金、これの前倒し型となります。貸付けと併せまして、工事着工から運転期間前までのファイナンスを支援し、利息の相当分などに充当されるものでございます。

それから、3つ目は、FIT/FIPの事業規律強化ということで、地域共生の観点から法令等違反の事業者へは交付金の交付を留保し、交付金相当額を本機関に積み立てさせる新たな仕組みでございます。これらを踏まえて、9ページ記載のとおり、新業務に必要な規定を整備するものでございます。

次、14ページの2でございます。容量市場に関する規定の変更として、追加オークション関係と容量抛入金関係がございます。1つ目、15ページの追加オークション、これは、実需給の1年前に必要ながあれば開催するものです。昨年は実施に至りませんでしたけれども、国の審議会の議論等を踏まえまして、その実施判断方法や供給力確保量の考え方を、規定上、明確化するものです。

18ページでございます。容量抛入金でございます。2024年度から容量市場の実需給、すなわち4年前のメインオークションで供給力を事前確保した対象年度に入ります。容量抛入金を小売事業者等へ請求し徴収する業務、これもいよいよ始まります。これに備えまして、未払い事業者への催告、応じない事業者の名称公表や経産大臣への報告、そして、最終的な未回収分については、ほかの事業者に上乗せで請求できることなどを規定いたします。

22ページでございます。3の供給計画に関連しましては、個別の電源の稼働や休止の予定をより詳細に把握できるようにということで、電気事業法施行規則が改正され、供給計画の提出様式が変更・追加されました。これを踏まえまして、23ページのとおりでございますけれども、情報の送配電事業者への共有、あるいは、本機関が行う需給バランス評価を、供給計画の供給力を基礎として行うことを規定いたします。

27ページ、4の予備電源制度でございます。大規模災害などに備える準供給力としまして、再稼働可能な休止電源を休止状態のまま維持しておく予備電源制度を新たに導入することが国の審議会で決まっております。予備電源の調達などは本機関の業務とされまして、供給力が不足する場合の最後手段である電源入札等という仕組みの一類型として位置づけることとなりました。これを受けまして、28ページのとおり、既存の電源入札等に関する規定を予備電源制度にも対応できるように、一部修正を行うものでございます。

34ページ、5の系統運用でございます。調整力に関する規定の変更となります。従来ありました調整力公募を廃止をして、2024年度以降は需給調整市場を通じた広域調達に全面移行します。あわせて、余力活用の仕組みも導入します。これに伴いまして、35ページのとおり、需給調整等に関する調整力発動の規定に関して、調整力公募の区分であった電源Ⅰ、Ⅱ、Ⅲといった用語を、調整力としてあらかじめ確保する、あらかじめ確保していないといった用語へ変更するものでございます。

38ページ、6ノンファーム型接続の関係です。系統の有効利用、再エネの導入拡大のために、まず基幹系統から導入を始めておりましたが、昨年、ローカル系統でも受付を始めました。そうしますと、今後、ローカル系統でも平時の系統混雑の発生が予想されます。このため、39ページのとおり、基幹系統と同じ出力制御順序、これをローカル系統にも適用することを定めるものです。

もう一つは、43ページのとおり、混雑緩和希望者の提起により系統増強を行う新たな系統増強プロセスを導入、規定いたします。一般送配電事業者は、一般に費用便益が1を上回る場合に一般負担で系統増強を行うわけですが、これを補完する仕組みになります。増強を希望する発電事業者の費用負担が前提となりますけれども、当該発電事業者にファーム接続の権利を与えるものではございません。

48ページの7でございます。総会に関連する内容ですが、国の政策方針に基づき、本機関の業務が急増、複雑、多様化する中で、1つ目は、総会への国の出席者に関する規定を電気事業法の文言に合わせまして、経済産業大臣が指名するその職員という形で明確化するものでございます。

2つ目は、総会のほうで選任権限を持つ理事、5人おりますけれども、担当分野の業務や課題に精通し、専門性と指導力を兼ね備えた人材を中長期的にしっかりと確保していくという難しさも増してきております。このため、国の審議会、広域機関検証ワーキンググループでの整理に従いまして、49ページにございますけれども、人物本位の人選の観点から、設立以来の電気事業者各グループから1名ずつ理事を選任するという規定を削除するものでございます。現在、複数グループのライセンスを兼務する事業者が会員1,800のうち100を超えておまして、退任する理事の後任者を特定グループ中心に殊さらに限定する必要性は低下していると考えております。なお、同一事業者からの複数選任は引き続き禁ずる上に、理事を選任する側の総会の議決権については各グループ1対1対1とする規定は維持をいたします。更に、理事の中立・公平性は電気事業者との兼務禁止、出戻り禁止も含む再就職規制、行動規範等で厳格に担保されております。

54ページの8つ目、その他については電子出願などの技術的な内容ですので、説明のほうは省略させていただきます。

議案1、2、3の説明については以上であり、続きまして、第4号議案、事務局の職制及び権限に関する規程の変更について、資料4のうち別紙の2、説明資料パワーポイントを御覧いただければと思います。

2ページにポイントを記載しております。本機関の業務の拡大、複雑化に伴いまして、調整やマネジメントなどのライン的業務だけでなく、高い専門性が求められるスタッフ的な業務も不可欠となっております。こうした多様な人材を確保し、育成するには多様なキャリアパスを用意する必要がありますので、事務局職員の職位の新設を行うものであります。

具体の改正内容につきましては、3ページ、従来の部長や室長、マネージャー、副マネージャーなどの職位、これに加えまして、赤字の、新たに参事、スペシャリスト、主任といった職位を追加しまして、人事運用の幅を広げたいと思います。

なお、参事及びスペシャリストは管理職級相当、主任は一般職級相当としての運用を想定してございます。

次の4ページ、参考のとおり、有識者から成る運営委員会において、本件キャリアパス多様化の方針を含めて御賛同いただきまして、国の広域機関検証ワーキンググループにも報告をし

ております。研修やスキルアップ支援制度も含めて、プロパー職員を軸としつつ、人材の確保、育成に引き続き努めてまいりたいと思います。

1号から4号議案まで説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(山地議長)

1号議案から4号議案までまとめて説明していただきました。また、冒頭、能登半島地震についての対応についても御説明いただきました。お正月元旦の午後というタイミングで起こったところに、迅速かつ適切に対応していただき、ありがたいと思っております。

それでは、今説明していただいた1号議案から4号議案までの内容につきまして、評議員の皆さんから御意見、御質問等いただきたいと思っております。

先ほど説明があったような方式、やり方で、御発言御希望の意思表示をしていただければと思います。いかがでしょうか。

広域機関、業務がどんどん増えておりまして、定款見直し等も必要になってきているわけですが、私が見ている限りは意思表示がない。竹川評議員は。

(竹川評議員)

特に今のところないです。

(村上評議員)

村上ですけれども、よいですか。

(山地議長)

はい。じゃ、村上評議員どうぞ。

(村上評議員)

非常に大きな話なんですけど、やはり今も議長から言われたように、広域機関の業務内容というのは当初から比べてみたらはるかに多くなっていると。国の審議会等から委ねられてきている仕事の量も増えているというのは間違いないと思います。

そうすると、結局は、前に比べて人事とか職務の権限の運営機関における裁量の範囲というのを拡大していかざるを得ないという、それが当然の結果になるのだろうと思います。

とはいいいながら、今、日本全体を見ると、理系の人材でも、それから文系の人材でも優秀な人材というのはいろんな組織で取り合いになっているというのが現状なわけで、そうすると、広域機関としては公的機関ですから給与基準とか何とかいろんな制約はあると考えられるので、ぜひそのことを考えながら、先ほどから理事の資格の制約を取り除くとか、それから職員の採用も積極的にやるという話がありましたけれども、ぜひそれは今の制度を前提としてベストを尽くして体制を構築してほしいという、非常に大まかな発言になりますが、そのぐらいが希望

となります。

(山地議長)

ありがとうございます。

倉貫評議員から御発言御希望ですが、関連する内容と考えてよろしいですか。

(倉貫評議員)

関連はしないんですけれども、よろしいですか。

(山地議長)

では、どうぞ。

(倉貫評議員)

質問なので、すみません。予備電源制度というのがあるんですけれども、これ実際にいつ頃電源として確保できるものなのか。これは、要するに老朽火力とかを予備電源として確保し続けてもらうという性質のものなんでしょうか。そこら辺の今後の見通しをちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

(山地議長)

ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

2件出ましたから、ちょっと事務局のほうで御対応いただきましょうか。村上評議員から、人事、職務、それから人材の確保、それについてコメントというか、提案がございました。それから、倉貫委員のほうから予備電源制度について御質問がございましたので、御対応いただきたいと思います。

(岸理事)

岸からお答えしたいと思います。

まず、村上委員、人材確保の関係、御質問ありがとうございます。また、御指摘のとおりかと思っております。人材確保、そして育成について、1つは、私どもの機関の果たすべきミッション、期待される役割ということ、もちろん国からの要請ということもありますけれども、そこをしっかりと押さえながら、他方で、認可法人という枠組みもありますし、それから、こちらの予算のほうも基本的には会費、特別会費などを頂きながら、元は電気料金でございます。そういったことも総合的に考えながら、やるべき業務にしっかりと体制整備ができるように、そしてよい人材が確保できるように、いろいろ知恵を絞ってまいりたいと思っております。引き続き御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

そして、倉貫委員から、予備電源の見通しについてでございます。ありがとうございます。御指摘のとおり、基本的には老朽火力、こういったものを完全に廃止するのではなくて、その手前のところで休止状態でキープをしておく。それで、もし震災ですとかそういった不測の事態で、容量市場があるわけですけども、それでも、その後の事情変化等で供給力が不足するということがありますので、そういったものに備えるという枠組みでございます。これを、電源入札等の一類型としてやるということでございます。開始のタイミングについては、今現在国の審議会で詳細検討中でございますけれども、今年度に第1回の実施に向けた大きな方向性が見えてくるのではないかと思います。来年度内、できる限り早く、調整がつけば私どものほうもできるだけ速やかな着手に努めていかなければいけないと考えてございます。もし、例えば2024年度内に何らかの着手することが仮にできて、休止中の老朽火力を調達して実際に電源を立ち上げることができる効果が全面的に及ぶのは恐らくその二、三年ほど先、例えば、2024年度の末であれば2027年度ぐらいではないかと、今の議論の状況からすると個人的に考えておりますけれども、いずれにしましても早めの対応が必要と考えております。以上です。

(山地議長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、ほかの論点でもよろしいですが、御質問、御意見等ございましたらお受けしますが、いかがでしょう。

(大石評議員)

すみません、大石ですけども、聞こえておりますでしょうか。

(山地議長)

はい、大石評議員お願いします。

(大石評議員)

御説明ありがとうございます。

もしかしたらこれから先の議題に関することにもなるかと思うんですが、先ほど村上委員がおっしゃられましたように、本当に広域機関が扱う内容というのが多岐にわたり、加えて金銭に関する取扱い量も増えておりますし、種類も増えているということで、今後やはり内部監査、外部監査含めて、そのあたりの監査をきちんと行っていくことが組織として大変重要なことというふうに思っておりますので、そのあたりのところ、今後どのようにお考えなのか、ぜひお聞かせいただければと思います。

以上です。

(山地議長)

ありがとうございます。

関連して何か御発言御希望の評議員、いらっしゃいますか。

重要なポイントだと思いますけれども、いかがでしょうか。

(岸理事)

岸のほうから。

大石委員、ありがとうございます。私どもも同じ認識でございまして、もちろんお金のやり取りも巨額でございますし、そもそも業務そのものも複雑・多様化しておりますので、ガバナンスということが非常に大切だということで、後ほど詳細の説明があるかと思っておりますけれども、まさに御指摘のように、内部監査としてはもちろん監事がおられますし、それから内部に監査室というのもございます。それから、今後、外部の監査法人の会計監査といったものも導入されますので、そういったことがより相まって、連携を取ってガバナンスの強化を実効あらしめるものにする必要がある、そういう認識でございます。どうもありがとうございます。

(山地議長)

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ寺島理事。

(寺島理事)

予備電源制度について寺島からちょっと補足をさせていただければと思います。

先ほど倉貫委員から、いつ頃、制度がスタートするのかという御質問がありました。実は1月31日の国の制度検討作業部会というところで、まさに議論されているところにして、まだ作業部会レベルですが、一応、準備としましては、2023年度末までに予備電源の各種詳細の論点の検討や、議論の中間を取りまとめまして、2024年度以降は募集に必要な募集要綱、ガイドラインの整理、意見募集を行う予定です。初回の募集の実施が、この調子でいけば夏以降になるというような表現になっております。夏以降がいつなのかは、先ほど岸理事からの説明にもありましたように、今は何とも申し上げるところではないところでございます。

以上、補足説明でございます。

(山地議長)

どうも追加情報ありがとうございました。

さて、ほかにはいかがでしょうか。ほかの論点含めて、評議員の皆さんから御発言御希望ありましたらお受けします。

(竹川評議員)

いいですか。

(山地議長)

はい、竹川委員。

(竹川評議員)

系統整備のための資金貸付というのを新たに規定すると。これちょっとどんなイメージなのか教えてもらえますか。

(岸理事)

竹川委員、ありがとうございます。

別紙の1の11スライドの右下を御覧いただきますと、四角が積み重なっています。左側のところは建設着工から運転開始するまでの間、右側のところが運転開始してからということなんですけれども、この赤い丸がございまして。ここの部分が貸付けでカバーする範囲というふうに考えてございまして。従来のファイナンス支援としましては、右側の運転開始後を想定したものの、実際に稼働し始めてからということで、これは、特定を除いた系統設置交付金というのを再エネ賦課金を原資として交付するものです。この系統設置交付金に特定がつかますと、これの運転開始前にも交付できるようになります。

(竹川評議員)

これ、利子補給みたいになるということですかね。

(岸理事)

この事前の交付金のほうは、いわゆる利息分、事前に工事着工時から借入れをしますので、主に利息分などに充当するものということで、そうしますとトータルコストも抑えられるということでございます。それから、貸付けのほうは、主として、これは私どものような公的な認可法人がやりますので、民間とのすみ分けとしまして民間が取れないリスクということで、どちらかといいますと、劣後ローンのようないわゆる中二階のメザニン、そういったものが一つ想定される場所ですけれども、今詳細については議論中でございます。

(竹川評議員)

なるほど。これは、原資は政府保証付きの借入れか何かでやって、それを貸すということになるんですかね。

(岸理事)

まず、原資について正確に申しますと、広域機関による貸付けの原資は、値差収益でござい

ます。値差収益は、広域系統整備交付金に充当されますけれども、その一部を融資にも回せるということでございます。それから、もう一つ再エネ賦課金を原資としてと、系統設置交付金というのが運転開始後、それに特定がついた特定系統設置交付金だと前倒しで交付ができるということです。

(山地議長)

いろんな原資も複雑であって、名前も複雑なので。

(岸理事)

しっかり事業環境を整備をして、こういった連系線の整備を促進していきたいということでございます。

(竹川評議員)

なるほど。

(山地議長)

ほかには、この第1号議案から第4号議案までについて、御質問等ございませんでしょうか。よろしいですかね。今までのコメント、質疑は確認的な内容でございましたが。

それでは、議決に入ってよろしいですか。

(発言する者なし)

(山地議長)

特に声が出ませんので、議決に移りたいと思います。まず、第1号議案、定款の変更について、原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(山地議長)

特に、反対の声がないようですので、第1号議案は原案どおりの議決といたします。

第2号議案、業務規程の変更について、原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(山地議長)

異議なしの声だけでございますので、第2号議案も原案どおりと議決いたします。

続きまして、第3号議案、送配電等業務指針の変更について、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(山地議長)

異議なしの声だけでございましたので、第3号議案、原案どおりの議決といたします。

続きまして、第4号議案、事務局の職制及び権限に関する規程の変更について、原案どおり

ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(山地議長)

異議なしの声だけですので、4号議案も原案どおりの議決といたします。

ありがとうございました。

では、次の議案の審議を行いたいと思います。先ほども1号から4号まとめましたけれども、今回も、第5号議案と第6号議案についても関連しますので、一括して事務局から説明、一括して審議を行った後、議決は一件ごとということで行いたいと思います。

では、第5号議案、2024年度事業計画、第6号議案、2024年度予算について、事務局から説明をお願いいたします。

(岸理事)

それでは、最初に5号議案については岸から御説明をし、その後、6号議案について榊谷のほうから御説明申し上げます。

第5号の事業計画と第6号の予算、これはいずれも評議員会での審議の後、理事会の議決、総会の議決を経まして、大臣への認可申請を行うこととなっております。

まず、第5号議案の2024年度事業計画、これの本文は縦紙で17ページございますけれども、本日は別紙の3、概要、パワーポイントのほうを御覧いただければと思います。

まず、右肩1ページの下が本年度の事業計画の構成でございます。

見出しだけでも、1. は全国の需給の的確な管理。これは短期、そして中長期も見据えて供給力、調整力を確保し、安定供給を実現するということです。2. は次世代ネットワークの構築。広域系統整備を推進し、送配電の適切、効率的な運用を確保する。3. は再生可能エネルギー。これを地域とも共生する形で導入支援します。4. から6. はこれら業務を支える基盤でございまして、システム、ガバナンス、その他の基盤強化ということでございます。

それから、2ページです。先ほど来ございました、この図でも一目瞭然かと思えますけれども、本機関の業務は特に近年急増しておりまして、複雑・多様化しております。既存業務の合理化、効率化にも努めておりますけれども、体制整備も一層重要となっております。以下、主要トピックについて御説明申し上げます。

4ページ、御覧いただけますでしょうか。1つ目、全国需給の的確な管理でございます。2024年度は大きな制度変更が相次ぐ重要な年になります。当機関が算出・公表する広域予備率、これは需給管理の基本となる指標となりつつありますけれども、2024年度から従来の週間、翌日、当日計画に加えて、2日前ですけれども、翌々日計画、これを導入し、事業者計画提出を求めることとなります。これに伴いまして、広域予備率についても翌々日の2点において算出・公表を始めることとなります。

容量市場で落札した電源には、5ページに表がございまして、逼迫時に、上段の赤枠にありますように、市場投入、余力供出などを容量市場のリクワイアメントとして求めており

ます。来年度、実需給が始まりますので、下に記載のとおり、広域予備率の見通しが8%未満と算出される場合に、供給力提供準備通知や供給力提供通知を本機関から容量確保契約を結んだ発電事業者などへ発出いたします。

次、6ページでございます。供給力の確保を促進する容量市場などの取組でございます。容量市場は、実需給の4年前にメインオークション、2年前には実効性テストや容量停止計画調整を行います。もし供給力に過不足が生じましたら、1年前に追加オークションなどを実施します。2024年度が初となる実需給年度におきましては、容量拠出金の小売等への請求、発電側への容量確保契約金の交付などの金銭処理を行いますほか、リクワイアメントどおりに実際に供給力を提供したかアセスを行いまして、未達の場合にはペナルティを科すことになっております。

それから、下にありますけれども、長期脱炭素電源オークションについては、脱炭素電源への投資を促進するべく、他市場収益等の約9割は還付するという条件にマルチプライスオークションということで、固定費水準の容量収入を原則20年間得られるようにする制度でございます。本年1月にちょうどオークション入札を初実施している最中でございます。

供給計画の10年より先の長期を見据えた計画的な電源投資の参考となるように、リードの一番下のところですけれども、国の委嘱を受けまして、2040年、2050年の将来電力需給のあり得る複数シナリオ、これを検討いたします。昨年11月から検討会を開始しております、客観性、中立性に留意しながら検討を進めます。

次に9ページでございますけれども、調整力の確保関係でございます。2024年度から需給調整市場へ全面移行し、エリアを超えた広域調達が本格化いたします。本機関は、詳細制度設計などを担っております、状況を注視しながら必要な追加検討を行ってまいります。また、今後、系統混雑が調整力にどう影響するか、あるいは中長期の調整力必要量をどう計算するかなど検討を深めてまいります。さらに、再エネの大量導入で一層高度な需給調整を求められる中で、同時市場ですね、調整力と電力量を別々の市場でやっておりますけれども、これを同時に調達をして、電源全体の起動や運用の最適化、これを目指す同時市場に関して、国と連携をして、将来の導入可能性も念頭に検討を進めてまいります。

次、11ページ。大きな2つ目の次世代ネットワークの構築でございます。下の図は、左から広域系統整備、系統利用の高度化、設備の高経年化対応の3つの流れを示しております。左側の緑の広域系統整備ですけれども、現在工事中のは東京中部間のFCなど3つの整備計画に基づいて工事をしておりますけれども、マスタープランも踏まえながら、さらに3つの整備計画の具体化を進めております。3つというのは、北海道・東北から東京に至ります東地域の海底直流送電。それから、中地域ですね、中部関西間や北陸を含むループなどの中地域増強、そして、西の関門増強でございます。また、先ほど御説明した工事着手段階からの交付金ですとか貸付けなど、新たな資金調達の支援の仕組みも具体化して、全国での負担というのを活用しながら広域系統整備の推進に努めてまいります。

中央の青色のところは、系統利用の高度化でございます。ノンファーム運用などコネク&

マネージを着実に推進をして、系統用蓄電池導入、系統混雑、再エネ出力制御などに適切に対応してまいります。

そして、右側の紫色ですけれども、設備の高経年化対応です。リスク評価の対象拡大、あるいは精緻化ということで、送配電事業者の計画的な対応を促進してまいります。

次、14ページ。大きな3つ目、再生可能エネルギーの導入促進でございます。再エネの大量導入と国民負担の抑制を両立させるということで、固定価格買取型のFITの業務と、市場の活用と両立する固定プレミアム交付型のFIPの業務、いずれも適切かつ効率的に運営してまいります。

積立ての関連では、従来からの太陽光パネルの廃棄費用積立、これに加えて、先ほどありましたけれども、新たに違反事業者に対する交付金の留保積立制度、これを実施いたします。あわせて、再エネ勘定の収支見通しや資金管理を的確に行いまして、中長期で収支バランスを取る制度ですので、後ほど詳しい説明はありますけれども、支出が上回る時期においては政府保証付借入などを適切に行います。

次に、15ページ。4つ目、これはシステムの整備・安定運用でございます。制度改正や設備増強の反映ですとかセキュリティ対策に万全を期してまいります。そして、とりわけ全国需給管理の基盤となっている広域機関システムというのがございまして、これのリプレース予定時期を見直しながら、一般送配電事業者が現在、共同開発に入りつつある次期中央給電システム——次期中給システム——との協調、分担ですとか、全体での最適化、コスト抑制を目指して、関係先との情報共有や調整を進めてまいります。

16ページでございます。5. そして、6. のガバナンス強化、基盤整備の関係でございます。業務の拡大、複雑・多様化を受けまして人材確保に努めているところですが、一方でガバナンスを含む組織運営基盤の強化、これも一層重要になっております。2024年度決算からの外部会計監査導入、これは後ほど御報告いたしますけれども、先ほど御指摘もありましたように、監事監査、監査室の監査と連携して、三様監査の連携ということでガバナンスの実効性を高めてまいります。

そして、17ページです。これは参考でございますけれども、私ども毎週開催しております理事会での意思決定、これに先立って、役員間の担当を超えた積極的な意見交換、そして、これらをチェックする様々な国の認可ですとか、それから、本日の評議員会などの有識者会議などなど、多層的なガバナンスが構築されておきまして、それぞれに説明責任を果たしていくことが重要というふうに考えてございます。

最後18ページでございますけれども、私ども、本機関のミッションを役職員は常に意識しながら組織運営のガバナンス、そして人材の確保・育成、そして情報収集・発信、こうした機能の3つの強化へ取り組むという姿勢を記載してございます。

少し駆け足になりましたけれども、第5号、事業計画の説明は以上になります。

(榎谷理事)

それでは、続きまして、第6号議案、2024年度の予算案につきまして、榎谷より御説明をさせていただきます。

まず、資料6の議案書のほうを御覧いただければと思います。

こちらの議案書の構成でございますが、御覧のとおり、収入支出予算、債務を負担する行為、支出予算の流用等、収入支出予算の弾力条項、給与等の制限から成り、別紙が収入支出予算の表となっております。

本議案は、評議員会での御審議後、理事会及び総会での議決を経た上で、経済産業大臣に認可申請を行います。そのため、こちらの議案書の様式も経済産業大臣への認可申請する際と同じものとなっております。

なお、別紙の収入支出予算の表でございますが、左側の合計欄のほか、広域系統整備交付金交付業務勘定から、一番右側の左に掲げる業務以外の業務勘定まで、こちらは電気事業法第28条51項に定められた区分経理に基づき記載をしております。

それでは、内容の詳細につきまして、資料6、別紙4のパワーポイント形式の資料を御覧いただければと思います。

まず、1ページでございます。こちらが2024年度収入支出予算の概要です。2024年度の予算額が全体で150億円と、前年度比、約1億円の増となります。項目別の増減は御覧のとおりですが、運営費が1億円の減、固定資産関係費が2億円の増、そして人件費が1億円の増、また、収入の150億円のうち11億円は再エネ納付金による負担部分となります。

次に、2ページです。こちらは参考資料として1ページ、ただいま御説明申し上げた支出項目を業務分類別にまとめたものでございます。右上から時計回り順で、一番大きいものが広域機関システム関連の46億円、こちらで全体の3割となります。以下、容量市場関連で28億円、長期脱炭素電源オークション関連で5億円、再エネ関連で8億円、その他事務関連で32億円、そして、人件費で27億円となっております。

続いて、3ページと4ページに2023年度と比較した主な増減要因を記載しております。

まず、3ページでございます。こちらが固定資産関係費と運営費になります。いずれの費用でも一番大きいのは、1つ目の四角にある広域機関システム関連のものとなります。固定資産関係費では前年度比8.6億円の減、35.5億円ですが、これは制度改正対応の開発費用やリース料の支払額などの減少によるものです。また、運営費を見ますと、システムのリプレイス方針が変更されることに伴い、前年度比3.3億円の減となっております。

次に、主なものとしましては、2つ目の四角にある容量市場関連でございます。固定資産関係費はシステム開発費用の増により前年度比9.2億円の増、また、運営費も実運用に伴う委託費の増などにより同じく1.9億円の増となっております。

その他の部分では、両方とも増減項目はございますけれども、全体としては前年度比ほぼ増減なしとなります。

4ページ目が人件費ほかについてでございます。広域機関の業務領域は、先ほどの御説明のとおり年々拡大しておりまして、そうした中、2024年度も引き続き職員数を増やす計画にあ

ります。人件費は前年度比19名、金額にして1.1億円の増加を見込んでおります。

なお、法定厚生費も人件費の増に伴い増加する見込みです。

続いて、5ページ。こちらが債務を負担する行為についてです。こちらは、2024年度に新規に締結予定の契約等のうち、複数年度にわたる契約を締結する必要があるものでございます。システム関連等の関連契約で65億円、保守管理運營業務等の関連契約で6億円、計71億円を見込んでおまして、これを限度に債務を負担する行為として計上するものです。

最後に6ページ目に、設立からの予算額の推移を参考として記載しております。

御覧のとおり、広域機関の予算は業務拡大に伴い年々増加しております。2024年度予算も前年度比プラスの予算となっておりますが、前年度からの増加額は約1億円に抑えた形となっております。引き続き効率的な予算執行に努め、必要となる予算を確保いたしたいと考えております。

6号議案の御説明は以上でございます。

(山地議長)

5号と6号の議案、まとめて説明していただきました。

それでは、今御説明していただいた内容につきまして、御質問を含めて御発言御希望がありましたらお受けしますので、意思表示していただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど大石評議員からの話の監査の件はこの中にございましたけれども、竹川評議員も含めて、よろしいですかね。

(竹川評議員)

1点だけ、それでは、教えてください。全然予算のそんな大した話ではないんですけども、長期脱炭素電源オークションの関連費用って2.2億円減っていますね。これのところに制度設計検討業務の見直しとあるんですけども、これはどういう意味なんですか。

(榎谷理事)

竹川委員、ありがとうございます。

こちら、先ほどの御説明でもありましたとおり、直近でオークションが始まったところがございますけれども、2023年度におきましては、その実施に向けて様々な業務委託も含めた準備等がございました。2024年度の予算としては、そういった委託等に関連する予算が減るということでございます。

(竹川評議員)

なるほど。

(山地議長)

よろしいですか。

(竹川評議員)

はい。

(山地議長)

ほかには。オンライン参加の評議員の皆さん、よろしいですか。

(柳川評議員)

柳川ですけれども、よろしいでしょうか。

(山地議長)

はい、どうぞ、お願いします。

(柳川評議員)

質問なんですけれども、人材育成、人材確保の重要性が指摘されているんですけれども、今のだんだん人手不足の状況の中においては、どういう人材を確保していくか、あるいは業務拡大の中でどういう人材を確保していくか、とても大事だと思うんですけれども、そのためには何かやっぱり給与水準であるとか、そういうことをちょっと考えなければいけないのかなと思ってまして、人件費の予算に含まれているんですけれども、そのあたり、その報酬とか給与の将来の考え方とかどういうふうに整理されていらっしゃるのか、あるいは、そういう報酬があまり人材育成とか人材確保に関係がないというような現状であれば、そういうところを少し御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

(山地議長)

いかがでしょうか。

(岸理事)

それでは、岸のほうから御説明申し上げます。柳川委員、ありがとうございます。

人材確保につきましては、御指摘のようにそういう意味では人材の取り合いというところもありますし、私どもの業務の複雑化に伴って、安定供給一つとっても、これはいろいろ電気の知識もあれば、それから、あるいは経済学的な観点もあれば、それからリーガルな観点などもいろいろ必要になってくるわけなんですけれども、併せて、例えば融資業務などを始めたり、それから資金の管理が困難化してきます。そちらのほうの多様な人材が必要になってくるということで、頭を悩ましながらいろいろトライをしているところでございます。

本年度だけでも28人採用し、採用はプロパーも出向も含めてやっております。プロパーの採用では、去年の4月から12月31日までで14人、中途採用中心ですけれども、新規採用のほうも来年4月に複数名入社してくるということでございます。

給与水準の御指摘は、私どもも常に、ある意味で十分慎重に考えなければいけないと考えております。御指摘のような点も踏まえながら、今ファクトといたしましては、もともと機関設立したときにいろいろ議論がありまして、国会議員への説明なども含めて、ほかの独立行政法人などの、あるいは認可法人などのものを参照しながらということで、実態としましては、国家公務員にほぼ準拠する形で設定をしております。国家公務員も足元、人事院勧告等で賃上げがなされております。そういったものに最低スライドさせることはしておりますけれども、公務員並みで本当にいいのかというところは私自身も問題意識非常に持っておりますが、これは御理解いただきながらという点も含めて、慎重に物事は進めていかなければならないのかなという意味で、中長期的な課題というふうに考えてございます。

それから、それだけではなくて、例えば人材育成のキャリアアップの支援制度とか、いわゆる本給とは別のところでしっかり力を入れていくというようなやり方もありますし、それから、金銭的なことだけではなく、これは私の私見が入りますけれども、若い人を私自身も積極的に面接して、むしろうちに入ってよということをやっておるんですけれども、金銭的なところももちろんでございますが、やはり自分が成長できるか、それから社会に貢献できるか。それから時代の新しい流れに沿ってイノベティブな創造的な仕事ができるか、そういったことを結構若い人も考えておられます。そういうところにしっかりマッチした職場ではあると思います。また、広域機関の知名度まだまだなところはありますけれども、引き続き努力してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

(柳川評議員)

ありがとうございます。よく分かりました。給与水準、報酬水準に関しては、中からはなかなか声が上げにくいと思いますので、評議員会みたいなことは、そういうところの一つの役割かなと思って御発言させていただきました。ありがとうございます。

(山地議長)

ありがとうございました。

倉貫評議員、御発言御希望と伺っております。

(倉貫評議員)

すみません、ちょっと1つ教えてください。長期脱炭素オークションで、これは実際入札が行われてどういった電源が応札されているのか教えていただきたいんですが、水素とかアンモニアの混焼の火力とかなのかなと思うのですが。

それから、基本的なこと恐縮なんですけど、これは再エネというと太陽光とか風力も対象に

なったりするんですか。その場合、F I T / F I Pとの兼ね合いというのはどうなるのか、ちょっと教えていただきたいんですが、申し訳ありません。

(山地議長)

どうぞ。

(山次企画部長)

こちら、企画部の山次から回答させていただきます。

まず、F I TとかF I Pといったような電源に関しては、こちらは対象にならないというところがございます。これは、固定費をF I TとかF I Pの仕組みの中で持っているからというところございまして、そうでない投資促進の観点というところがございます。

一方で、そうでない太陽光であったり風力であったりに関しては参加できるということになっておりまして、例えばおっしゃっていただいた水素であったりとか、そういったものに関しても参加できるといったような形になってございます。

そうしたところを募集要綱で取りまとめてございまして、先ほどもありましたように、先週その第1回の応札を締め切ったところがございます。この応札の中身というのは、これから今まさに監視であったりとか約定処理であったりを進めているところございまして、公表に関しては4月以降にさせていただけたらというふうに思っておりますので、その中でそういったこともお示しできる予定でございます。

事務局から以上でございます。

(山地議長)

ということですが、よろしいでしょうか。

(倉貫評議員)

ありがとうございました。

(山地議長)

ほかには、5号議案、6号議案について御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいですかね。

では、特に追加的な御発言がないようで、今までの議論は内容確認ということでございますので、議決に移りたいと思います。

まず、第5号議案、2024年度事業計画について、原案どおりということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(山地議長)

異議なしだけの声ですので、第5号議案、原案どおりの議決といたします。

続きまして、第6号議案、2024年度予算について、原案どおりということでもよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(山地議長)

これも異議ありませんという以外の御発言がございませんでしたので、第6号議案、原案どおりの議決といたします。ありがとうございました。

それでは、次の議案、第7号議案ですけれども、この第7号議案と報告事項の1について関連しますので、一括して事務局から説明していただいて、その後、審議、その後、第7号議案の議決を行いたいと思います。

第7号議案、余裕金等の運用方針について、それから、報告事項、再エネ勘定に関する収支状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(榊谷理事)

それでは、榊谷より御説明をさせていただきます。

まず、第7号議案の議案書を御覧ください。

本件は、2024年度の余裕金等運用方針を別紙のとおり定めたいというものでございます。なお、別紙1が運用方針、そして、別紙2が新旧対象表となります。

内容につきましては、資料7、別紙5の資料で御説明申し上げますので、そちらを御覧ください。

1ページ目です。

初めに、余裕金等の運用を実施する際の手順につき記載しております。2024年度の余裕金等運用方針では、余裕金等のより安定的な運用を実施するため、3か月サイクルの運用を行う場合の基準を定めたいと考えております。なお、運用の対象は、これまで同様、再エネ納付金を予定しております。

続いて、2ページを御覧ください。

こちらが、2024年度の余裕金等運用方針となります。今回修正するのは、中ほど、運用方法の箇所です。1か月物と3か月物の譲渡性預金で運用する際に、1か月物の運用額と手持資金の合計額が5,000億円未満となる場合は、原則として3か月運用を取りやめ、1か月運用とするということといたします。その他の項目はこれまでと不変ですので、ここでの御説明は割愛させていただきます。

4ページ以降は参考ページですので、簡単に御説明申し上げます。

まず、4ページが運用の年間スケジュールのイメージ図でございます。2行目の余裕金等運用方針の2023年度の2月のところ、右側のところでございますが、評議員会とあるのが本日です。この運用方針が決まりますと、理事会で運用計画を策定し、この方針と計画に沿った形で運用いたします。なお、運用結果、運用状況につきましては、これまで同様、半年に一度

御報告をいたします。

5 ページは、御説明した運用方針をイメージ図にしたものですけれども、3 つ目の四角にありますとおり、交付金額は必ずしも納付金額の内数に収まるとは限らないことから、万一この運用方針で健全な業務遂行に懸念が生じる場合には、臨機応変に対応することといたします。

6 ページが、3 か月物の運用を取りやめ1 か月物に振り替える場合の例をイメージで記載しております。まず、(1) のところの表を御覧いただければと思いますが、左側の納付金額から交付金額とその10%相当額を差し引きますと残り8,667億円。これが運用可能額となります。運用は10億円単位で行いますので、8,660億円を1か月と3か月それぞれ4,330億円ずつ運用するということとなります。

ただ、この場合で見ますと、1か月運用の4,330億円と交付金の10%相当額222億円、あと端数の7億円。これを足し合わせますと4,559億円となりますが、5,000億円未満となりますので、このケースの場合には3か月物の運用を取りやめ、1か月物の運用のみで運用するということとなります。なお、この取扱い自体は昨年9月6日の第419回理事会で議決し、昨年9月の運用分から実施しております。

7 ページは、なぜ5,000億円未満としたのかを整理した資料でございます。

3か月物運用を行う場合は、その運用を開始したときに交付金の支払い月を2回またぎますので、その間、予想以上に交付金額が多い場合には手元資金が不足するというリスクがございます。そうしたリスクを避けるために、交付金が納付金を上回った月の最大実績額、これは表の赤字で囲った9月の2,378億円でございますが、この2か月分約5,000億円が手元であれば安定的な運用ができると考えております。

8 ページ目以降は関連条文ですので、こちらでの御説明は割愛をさせていただきます。

第7号議案につきましては以上でございまして、続きまして、報告事項1、再エネ勘定に関する収支状況についての御説明でございます。

資料8のほうを御覧ください。

まず、1 ページです。

本件はいわゆる再エネ勘定、具体的には電気事業法第28条の40第1項第8号の2に掲げる4つの業務、すなわちFIP業務、FIT業務、系統設置交付金業務、納付金徴収業務の4つの業務に係る収支状況について御報告するものでございます。

2 ページがこれを図に示したものでございまして、広域機関は小売電気事業者より納付金を徴収し、これらの業務とその事務処理に要する費用に充てております。

3 ページ目が納付金と交付金の状況を示しております。

こちらの表では、2022年4月以降の毎月の納付金納付額とFIT/FIP交付金の交付額の推移を示しております。基本的に再エネ勘定は長期で収支が相償する仕組みとなっておりますが、御覧のとおり、2023年7月以降、交付金が納付金を上回る状況が継続しております。

4 ページがその収支切りを棒グラフで示しているものでございますが、2023年7月以降

で最大月2, 389億円の赤字となっております。

5ページがその要因でございます。真ん中に参考としてFIT交付金額の算定式を記載しております。交付金の増減は、設備量の増加や季節性による発電量の増減の影響もございますが、一番大きな要素はいわゆる回避可能費用です。回避可能費用の定義はページ下のところに記載しておりますが、市場が高騰すれば回避可能費用は増加し、安定すれば低下するという関係にあります。

2022年度はウクライナ危機の影響などにより市場が高騰したため、回避可能費用も増加しました。一方、2023年度は市場が落ち着きを取り戻し、回避可能費用も低下しました。その結果として、算定式のとおり、FIT交付金が増加したということでございます。

この関係をグラフにしたのが6ページ目になります。

なお、下のところ、納付金は2023年度の納付金単価が1.40円——これはkWh単位ですけれども——に引き下げられております。

最後に7ページを御覧ください。

以上、御説明申し上げたとおり、今後の収支状況は市場の動向等によっても変動することから、正確に見込むことは困難です。他方、再エネ特措法に基づく納付金徴収業務等は、第32条第2項の規定趣旨から鑑みると、複数年で収支が相償する仕組みであることから、一時的な資金不足も想定されるところです。こうした資金不足に対応するため、電気事業法では資金の借入等について規定していますが、現在、経済産業大臣に対して電気事業法令上で規定される借入金の限度額1,200億円を金融機関から借り入れるための認可申請を行っているところでございます。

8ページ目以降は関連条文ですので、御説明は割愛いたします。

こちらが報告事項1の御説明になります。

(山地議長)

御説明どうもありがとうございました。

それでは、今の説明につきまして、御意見、御質問等いただければと思います。いかがでしょうか。

卸電力市場が高騰して、回避可能費用が変動したものですから、ちょっと思わぬような事態になりましたけれども、当然それに対応していくということでございますが、よろしゅうございますか、皆さん。

特に御発言御希望がないようでしたら、先ほど申し上げたように、第7号議案については議決を要しますので議決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(山地議長)

では、そうさせていただきます。第7号議案、余裕金等の運用方針について、原案どおりということでもよろしいでしょうか。

すみません、今ちょっと事務局から手が挙がったとの情報がありますので、ちょっと今の議決、サスペンドさせていただきます。

大石評議員から御発言御希望ですので、お願いいたします。

(大石評議員)

すみません、議決を進めているところ。1点だけ確認させてください。

先ほど御説明があった再エネに関する費用のことですけれども、これは確認なんですけれども、今期は急にエネルギー価格が上がったためにマイナスになっていますけれども、総合すると必ず最終的には収支はプラスマイナスゼロになるということだというふうに聞いておりますが、その理解で間違っていないかということだけ確認させてください。

以上です。

(山地議長)

いかがでしょうか。

(榭谷理事)

大石委員、御質問ありがとうございます。

先ほど御説明申し上げた資料の8ページに関連法令がありまして、具体的には再エネ特措法の第32条ですが、ここに納付金の額がどのような仕組みで決まるかということが書いてございます。基本的には毎年納付金の単価というものを決めていくわけですけれども、その際に、当該年度に想定される交付金の額などを想定した上で、その前々年度の過不足額を勘案して単価を決めていくという仕組みになってございます。

言い換えますと、2年度の間には、その間の過不足額が調整されて単価が決まっていくという仕組みになっておりまして、これが先ほど御説明申し上げた、長期には収支が相償するということのご説明となります。

以上でございます。

(大石評議員)

ありがとうございました。安心しましたというか、ちょっと仕組みのところが分かっておりませんでしたので、理解できました。

(山地議長)

2年ぐらいで過不足調整はされるということだけれども、今回みたいに額が大きいと相当なインパクトはやっぱりありますね。電気料金の中の燃調という、燃費調整もありますけれども、あれは3か月ぐらいでしたね。ですから、年単位でやるとこういうことが起こるといってございましてけれども、これに関しては今そういう仕組みでやっていると。ただ、だから、年単

位で考えると過不足は調整される。そういう理解でよろしいわけですね。

(榊谷理事)

おっしゃるとおりでございます。先ほど余裕金のところで御説明申し上げたとおり、これまでは逆に大きな金額で余裕金が発生しておりました。ちょっとブレは大きいんですけども、そこはきちっと相償する仕組みで運営されております。

(山地議長)

ありがとうございました。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。先ほどちょっと早とちりをしてしまいました。第7号議案に関する議決についてに関連してですが、特によろしゅうございますでしょうか。

今度は、では、議決に移りたいと思いますが、第7号議案、余裕金等の運用方針について、原案どおりということによろしいでしょうか。声が聞こえないということはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(山地議長)

ありがとうございます。第7号議案、原案どおりの議決といたします。

それでは、次の報告事項、2つ目ですね。会計ガバナンスの強化についてお願いいたします。

(榊谷理事)

それでは、報告事項2、会計ガバナンスの強化についてでございます。資料は9になります。

まず、1ページにこれまでの経緯を簡単にまとめております。2020年に広域機関検証ワーキンググループにおきまして、今後、多額の資金を取扱うことから監査法人による会計監査を導入し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく、こういったことの必要性が示されたところがございます。翌年の第4回運営委員会では、監査機能の強化を進める方針が示されまして、これを受け、2022年に会計監査導入のためのコンサルティングを外部委託し、11月の第8回運営委員会で、2024年度決算から会計法人監査を導入する旨の報告を行っております。この方針に沿って、今年度も外部委託を活用した準備を進め、2024年度からの導入に備えているところでございます。

2ページ、3ページは、それぞれのワーキンググループのアクションプランの抜粋ですので、御説明は割愛しまして、4ページ、導入準備の確認についてでございます。

導入に際しまして、どのような準備を行うべきか、複数の監査法人に聞き取りを行ったところ、まず、会計基準を定め、次に、その基準に沿った会計規程の改正や会計処理の見直し、財務会計システムの改修などを行うことが必要とのコメントをいただきました。あわせて、これまでの業務処理の中にガバナンス的に脆弱な点がないか、万一、脆弱性が発見された場合には、それを補強することも必要といったコメントもありました。さらに、これらの作業は本機関だ

けで行うには限界がありますので、コンサルなどの外部専門家の知見を活用することが望ましいということでございます。

5 ページが、コンサルによる業務支援の内容ですが、会計基準の選定のほか、内部統制やIT統制の構築、税務課題の検討などを実施いたしました。

6 ページが、会計基準の検討経緯を記載しております。中ほどのとおり、まずは企業会計基準など4つの基準をベースに検討を始め、その結果として、広域機関になじみやすいとしたのが、企業会計基準と公益法人会計基準の2つの基準でした。

7 ページのところを御覧いただきますと、この2つの基準もいずれも一般的によく知られた基準ですが、幾つかの理由により企業会計基準に準拠することといたしました。

1 つは、広域機関のステークホルダー、とりわけ電力関係の事業者様には企業会計基準のほうを受け入れられやすいのではないかとという点。また、2 つ目、営利目的の会社ではない公法人も企業会計基準を多く採用している点。表は少し古いデータになりますが、御覧のとおり、広域機関と同じ認可法人の半数が企業会計基準を採用していることを確認いたしました。

さらに、3 つ目として、作成する書類も企業会計基準のほうが現行の広域機関の書類体系と近いという点も挙げられます。

8 ページです。こちらは今年度の業務支援の内容です。今年度は、新たな取組として、2 つ目の四角の(1)のところに記載しておりますトライアル監査を実施いたしました。トライアル監査というのは、監査法人の担当者に実際に広域機関に数日間詰めてもらい、どういったエビデンスを基にどのように財務諸表を作成しているかを確認し、その結果により、必要に応じて会計処理の見直しを行うなど、本番の監査さながらに確認をしていくというものでございます。

その結果、監査法人監査を導入するに当たり、障害となるような課題はないとの評価をいただいております。

9 ページは、規程類の見直しの状況です。会計規程の見直し例として、準拠する会計基準の記載など3つほど書いておりますが、そのほかにも頻繁ではないかもしれませんがそれなりに変更が見込まれるようなものについては、規程の下の細則で定めるということで検討を行っております。

10 ページは、会計実務の見直し状況です。先ほどのトライアル監査を受けての見直しもございしますが、財務報告の関係では、決算スケジュールに余裕を持たせることですか、科目の計上ルールを見直すことといった取組を求められております。

業務運用の関係では、ヒューマンエラーを誘因しない業務手順や体制の見直し、税務の関係、こちらは会計法人監査と直接関係ございませんが、広域機関は今年度より消費税の課税事業者になりますので、その対応を確実にを行うということも求められております。

11 ページが今後の進め方についてです。現在、候補となる監査法人の選定作業を進めておりまして、今後理事会で委嘱者を決定し、契約締結と進めてまいります。

契約を締結しますと、その後、契約相手先の監査法人と調整をして決めることとなりますが、

会計監査は7月から翌年6月まで受検するという流れになります。

12ページがまとめです。導入準備は、御説明のとおり計画的に進めておりますが、私どもとしては導入そのものが目的ではなく、これらを通じてガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていくことが目標だと考えておりますので、日々の業務手続や会計処理を適切に行い、これら为本機関のさらなる運営強化につなげてまいりたいと考えております。

14ページ以降は参考資料となりますので、御説明は割愛をさせていただきます。

以上でございます。

(山地議長)

ありがとうございました。

今の会計ガバナンスの強化に関する報告につきまして、御質問、コメント等ございましたらいただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですかね。

特に今のところ私は把握していない。事務局のほうも、よろしいですか。

ありがとうございました。特に意見等ございませんようですので、本件については以上とさせていただきます。

冒頭にも申し上げましたけれども、報告事項、最後は活動状況報告ですけれども、定例ということで事務局からの説明は行わないということにさせていただきます。事前に資料はお送りしていると思っておりますので、その資料について御意見、御質問等ございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。これもよろしいですかね。

(発言する者なし)

(山地議長)

特に御発言御希望はないようですので、本件についても以上とさせていただきます。

本日の議案、報告、以上でございますけれども、特に今日の評議員会で御発言したいということがありましたらお受けいたしますけれども、ございますでしょうか。

(発言する者なし)

(山地議長)

特に御発言御希望ないようですね。

それでは、閉会の前に大山理事長から一言お願いいたします。

(大山理事長)

大山でございます。本日も貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

いつも申し上げておりますし、皆さんもよく御存じのことですけれども、広域機関の業務はますます増加しております。現在も長期脱炭素電源オークション、予備電源といった新しい制度への対応を行っております。また、我々は2024年問題と呼んだりしておりますけれども、新年度からは容量市場が実需給年度を迎え、需給調整市場もフル運用が始まります。変化する状況にしっかり対応してまいる所存です。

そのほかにもマスタープランの実現に向けた道筋など、大きな仕事が控えております。

本日の議案は、そのような業務に対応するためのものが多かったというふうに思います。皆様からは、業務増加への対応を支援していただく意見を賜り、ありがとうございました。このような業務に対応していくためには、皆様からも御発言ありましたけれども、人材の確保、それから必要な場合には予算の確保が必要になると思いますので、皆様の御支援もいただきつつ、引き続き検討していきたいと考えております。

また、報告事項1で御説明しましたが、再エネ勘定に関する収支状況は厳しくなっております。頭が痛い問題ですけれども、定められた手順に従ってしっかり対応してまいります。

様々な課題がありますが、気を引き締めて取り組んでいく所存でございます。評議員の皆様には、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

(山地議長)

ありがとうございました。

以上をもちまして、今回の評議員会は閉会といたします。

以上

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長及び評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議 長 山地 憲治

評議員 竹川 正記

評議員 山内 弘隆